

一、最新中国法令

- [国务院关于加强监管防范风险推动资本市场高质量发展的若干意见](#)

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2024〕10号

【发布日期】2024-04-12

【内容提要】该意见包括“严把发行上市准入关”、“严格上市公司持续监管”、“加大退市监管力度”等九条指导性内容，被称为第三个资本市场“国九条”。其中包括：

- 提高主板、创业板上市标准，完善科创板科创属性评价标准。从严监管分拆上市。
- 对上市公司，严肃整治财务造假、资金占用等重点领域违法违规行。全面完善减持规则体系。
- 进一步严格强制退市标准。进一步强化退市监管。（中国证券监督管理委员会最新发布[《关于严格执行退市制度的意见》](#)）

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.gov.cn/zhengce/content/202404/content_6944877.htm

- [商务部等14部门关于印发《推动消费品以旧换新行动方案》的通知](#)

【发布单位】商务部等14部门

【发布文号】商消费发〔2024〕58号

【发布日期】2024-03-27

【内容提要】根据该通知，在全国范围内开展汽车、家电以旧换新和家装厨卫“焕新”。以提高技术、能耗、排放等标准为牵引，以财税金融政策为激励，以畅通循环为驱动，逐步建立去旧换新的有效机制。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202404/content_6945069.htm

一、最新中国法令

- [資本市場の良質な発展を促進するために、監督管理の強化及びリスク防止に取り組むことに関する国务院による若干意见](#)

【发布機関】国务院

【发布番号】国发〔2024〕10号

【発布日】2024-04-12

【概要】本意見には、「発行・上場に対するチェック体制の強化」、「上場会社に対する持続的監督管理の強化」、「上場廃止に対する監督管理の強化」など9つの指導的内容（第三資本市場の「国九条」と呼ばれる）が含まれる。具体的には、以下のものが含まれる。

- メインボード、新興市場への上場基準を引き上げ、イノベーションボードに上場する企業の革新性の評価基準を整備する。分割上場に対する監督管理を厳しくする。
- 上場会社について、社会的に大きな問題になっている不正会計、資金の不正流用などの違法・反則行為を厳しく罰する。持株数の減少ルール体系を全面的に整備する。
- 強制的上場廃止基準を更に厳格化する。上場廃止に対する監督管理を更に強化する。（中国证券监督管理委员会が、最新版の[「上場廃止制度の厳格化に関する意見」](#)を公布した）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202404/content_6944877.htm

- [「消費財の買換えを促進する行動方案」公布に関する商务部等の14部門による通知](#)

【发布機関】商务部等の14部門

【发布番号】商消费发〔2024〕58号

【発布日】2024-03-27

【概要】本通知によると、自動車、家電製品の買換え及びホームインテリア、キッチンバスの「更新」を全国的に展開し、また、技術、エネルギー消費、排出などの基準引上げ及び飛躍を後押しする財政・税制・金融政策によって、買換えを誘導し、好循環を促進することによって、実効性ある買換えの仕組みを徐々に構築するとしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202404/content_6945069.htm

● [上海市商务委员会关于开展 2024 年度跨国公司地区总部发展资金申报工作的通知](#)

【发布单位】上海市商务委员会
【发布文号】沪商促进〔2024〕65 号
【发布日期】2024-04-12
【内容提要】该通知内容包括：
▪ 跨国公司地区总部发展资金的支持范围；
▪ 开办资助、租房资助、高能级奖励、经营奖励和增资奖励的支持对象标准及申报材料；
▪ 申报时间和材料要求、审核流程及拨付。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://sww.sh.gov.cn/zwgkqfqtzcwj/20240412/db07a7c340514c6fa26a9684396f8e63.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们[联系](#)。

二、最新资讯

● [关税法草案将二审：完善征管制度 适应通关便利化改革](#)

十四届全国人大常委会第九次会议将于本周举行，关税法草案（二次审议稿）将提请审议。与一审稿相比，二审稿的修改内容主要包括：

- 适应跨境电商发展要求，明确跨境电商领域的相关扣缴义务人。
- 充实完善原产地制度规则的规定。
- 总结海关通关便利化改革经验，将有关便利纳税人的政策规定上升为法律。
- 明确进口环节海关代征税的征收管理。

关税法草案在现行进出口关税条例的基础上，总结海关通关便利化改革经验，进一步健全完善了关税的征收管理制度：

- 明确关税征收管理可以实施货物放行与税额确定相分离的模式。
- 规定纳税人、扣缴义务人可以按照规定选择海关办理申报纳税。

● [2024 年度多国籍会社地区本部発展資金の申請要領などに関する上海市商務委員会による通知](#)

【発布機関】上海市商務委員会
【発布番号】滬商促進〔2024〕65 号
【発布日】2024-04-12
【概要】本通知には、以下の内容が含まれる。
▪ 多国籍会社の地区本部発展資金の支援対象範囲。
▪ 開業助成金、家屋賃貸助成金、ハイレベル奨励金、経営奨励金、増資奨励金の支援対象基準及び申請材料。
▪ 申請期間及び材料要件、審査プロセス及び支給。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://sww.sh.gov.cn/zwgkqfqtzcwj/20240412/db07a7c340514c6fa26a9684396f8e63.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご[連絡](#)いただければと思います。

二、新着情報

● [関税法草案の第二回目の審議が間もなく行われる（本草案では、通関利便性向上改革に対応すべく、関税の徴収管理制度が整備されている）](#)

今週、第十四期全国人民代表大会常務委員会第九回会議が開催され、同会議において、関税法の草案（第二回目の審議案）が討議されることになっている。第一回目の審議案と比べて、第二回目の審議案の修正内容には主に以下のものが含まれる。

- クロスボーダーEC の拡大への対応を図るべく、クロスボーダーEC 分野における源泉徴収義務者を明確化した。
- 原産地制度規則に関する規定が充実化された。
- 税関通関利便性向上改革の実績を取りまとめ、納税者の利便性向上に有用である政策規定を法律へと格上げした。
- 輸入段階において、税関が徴税を代行する場合の徴収管理を明確にした。

関税法草案では、現行の輸出入関税条例のもと、税関通関利便性向上改革の実績を取りまとめ、関税の徴収管理制度をさらに整備している。

- 関税の徴収管理過程において、物品の通関許可プロセスと税額確定プロセスを切り離す方式を導入できることが明確化された。
- 納税者、源泉徴収義務者は、規定に従い税関を選択し申告、納税を行える。

- 将实践中允许纳税人汇总缴纳税款的做法上升为法律规定。
- 将纳税人发现多缴税款时申请退税的期限由1年延长为3年，同时明确，海关发现多征税款的应当及时退还纳税人。
- 适应对外贸易新业态新模式发展需要，规定关税征管应当提升电子化、智能化、标准化、便利化水平。

(里兆律师事务所 2024 年 04 月 22 日编写)

- 実務上、納税者が税金を一括納税することが認められているが、これを法律へと格上げした。
- 納税者が、税金を納め過ぎていて気が付いた場合における税金還付申請期限を1年から3年へと延長するとともに、税関が、税金を多めに徴収していることに気が付いた時には、速やかに納税者に還付しなければならないことが明確にされた。
- 対外貿易の新業態・スキームの発展に対応すべく、関税徴収管理の電子化、スマート化、標準化を推進し、利便性を向上させるよう定めている。

(里兆法律事務所が、2024 年 4 月 22 日付で作成)

● 上海市场准入政策解读 (中英文版)

日前，上海市市场监督管理局推出《[上海市场准入政策解读](#)》(中英文版)，内容包括公司注册、绿色发展、数字化转型、信息透明度、女性创业、时间和费用。

(里兆律师事务所 2024 年 04 月 22 日编写)

● 上海市の市場参入政策の解説 (中文・英文版)

先頃、上海市市場監督管理局が、[「上海市の市場参入政策の解説」](#)(中文・英文版)を公布している(それには、会社登記、グリーン発展、デジタルトランスフォーメーション、情報の透明性、女性の起業、所要時間及び費用が含まれる)。

(里兆法律事務所が、2024 年 4 月 22 日付で作成)

三、里兆解读

● 新公司法下有限责任公司的减资程序

内容提要

本文主要介绍新公司法所规定的“一般减资程序”、“简易减资程序”、“过渡期间的减资程序”。

正文

2023 年 12 月 29 日公布的《[中华人民共和国公司法](#)》(“新公司法”)将于 2024 年 07 月 01 日生效。在原公司法“一般减资程序”的基础上，新公司法新增了“简易减资程序”和“过渡期间的减资程序”。本文将对新公司法下的三类减资程序及相关注意点展开介绍。

一、一般减资程序

“一般减资程序”总体上分为三个步骤：1、由董事会制定减资方案，由股东会表决通过公司减资的决议，编制资产负债表及财产清单；2、通知债权人并公告，债权人有权要求清偿债务或提供担保；3、修改公司章程，办理相关的政府手续。

关于减资的决议规则，公司法要求“三分之二多数决”。即，在对公司减资进行表决时，有限责任公司需经代表三分之二以上表决权的股东通过，股

三、里兆解説

● 新会社法における有限責任会社の減資手続き

概要

本文では、主に新会社法に定める「通常の減資手続き」、「簡易減資手続き」、「移行期間の減資手続き」を紹介する。

本文

2023 年 12 月 29 日に公布された「[中華人民共和國会社法](#)」(「新会社法」)が 2024 年 7 月 1 日に発効する。旧会社法における「通常の減資手続き」に加え、新会社法では「簡易減資手続き」と「移行期間の減資手続き」が新たに追加された。本文では、新会社法における 3 通りの減資手続き及び係る注意点について紹介する。

一、通常の減資手続き

「通常の減資手続き」は、全体を次の 3 つのステップに分けることができる。1、董事会が減資方案を作成し、株主会が会社の減資決議を採決し、貸借対照表と財産リストを作成する。2、債権者に通知し、公告を行い、債権者は債務の返済又は担保の提供を要求する権利を有する。3、会社定款を改訂し、係る政府手続きを行う。

減資の決議規則については、会社法では、「3 分の 2 の多数決」が求められる。すなわち、会社の減資を議決する際には、有限責任会社は 3 分の 2 以上の議決権を

份有限公司需出席股东会会议的三分之二以上表决权的股东通过。

减资以股东“同比例减资”为原则。如果按照不同比例减资的，则需全体股东另行约定或章程另有规定。

在通知债权人时，需要注意对“待定债权人”的保护。所谓待定债权，是指未到期债权、附条件或期限的债权、未决诉讼或仲裁的债权，等。法院倾向于将“待定债权人”认定为“债权人”。由此产生第一个问题，减资是否需要通知“待定债权人”？在（2023）沪02民终5930号一案中，上海二中院认为：“公司减资决议形成时与债权人债权债务关系是否得到确认，并非其履行通知义务的前提。只要公司减资前其与债权人的债权债务关系基础已经存在，债权人的或然债权有转化为现实债权的可能性，公司减资时就应当通知该债权人。”第二个问题，“待定债权人”基于待定债权是否有权要求公司登记机关中止减资进程？根据我们掌握的情况，公司登记机关未对此形成确定的观点，但出于保护债权人的考虑，通常会同意中止减资进程，根据生效判决再决定是否恢复。

二、简易减资程序

相较于“一般减资程序”，简易减资程序有两个简易之处：（1）减资决议做出后，公司无需通知债权人，仅需在报纸或者企信网上公告即可；（2）债权人无权要求公司提前清偿债务或者提供相应担保。

简易减资程序之所以能够简易，在于其是“形式减资”。形式减资与实质减资的本质区别，通常在于是否有资金从公司向股东流动，或者是否免除股东的出资义务。为防止简易减资损害债权人的利益，新公司法对简易减资做了两方面的限制：（1）公司在使用任意公积金、法定公积金和资本公积金后仍不能弥补亏损的，方可减少注册资本以弥补亏损；（2）通过减少注册资本弥补亏损的，不得向股东分配，也不得免除股东缴纳出资或者股款的义务。

简易减资规则较早见于最高院2019年的一个案例。该案中，最高院认为“公司形式上减资时，减少的仅仅是注册资本，属于‘账面上的交易’，没有净资产的流动。这种情形常常发生在企业亏损时，公司通过注销部分股权或者减少每股的金额，用以弥补亏损，但并不造成公司净资产减少，所以

有する株主によって採決されなければならない。株式会社は株主会会議に出席する3分の2以上の議決権を有する株主によって採決されなければならない。

減資は、株主の「同比率減資」を原則とする。異なる比率で減資を行う場合は、株主全員が別途約定するか、又は定款にて別途定める必要がある。

債権者に通知する際には、「未確定債権者」の保護に注意しなければならない。未確定債権とは、期限未到来の債権、条件又は期限付きの債権、未解決訴訟又は未解決仲裁での債権などを指す。裁判所は、「未確定債権者」を「債権者」として認定する傾向にある。これにより生じる最初の問題は、減資は「未確定債権者」に通知する必要があるのかどうか、というものである。（2023）滬02民終5930号において、上海第二中級法院は、「会社の減資決議が形成された際に債権者との債権債務関係が確認されたかどうかは、通知義務を履行する際の前提とはならない。会社が減資する前に債権者との債権債務関係のベースがすでに存在し、債権者の未確定債権が現実債権に切り替わる可能性がある限り、会社が減資する際には当該債権者に通知しなければならない」との見方をしている。第二の問題は、「未確定債権者」は未確定債権に基づき会社登記機関に減資手続き中止を要求する権利があるのかである。筆者が把握している状況によると、会社登記機関はこれに対してまだ明確な観点を形成していないが、債権者を保護するという視点から、通常は減資手続きの中止に同意し、発効した判決に基づき再開するかどうかを決定することになる。

二、簡易減資手続き

「通常の減資手続き」に比べ、簡易減資手続きにおける簡易ポイントは2つあり、（1）減資決議が作成された後、会社は債権者に通知する必要がなく、新聞紙や国家企業信用情報公示システム上で公告するだけでよいこと、（2）債権者は、会社に対し債務の早期返済、又は相応の担保の提供を要求する権利がないこと、である。

簡易減資手続きが簡易的になり得るのは、その本質が「形式的減資」であるからである。形式的減資と実質的減資の本質的な違いは、通常、会社から株主に資金の移転、又は株主の出資義務の免除があるかどうかである。簡易減資により債権者の利益が損なわれないよう、新会社法は簡易減資に対し、次のように2つの方面から制限を設けている。（1）会社が任意積立金、法定積立金、資本準備金を使用した後においても損失を補うことができない場合、登録資本金を減少させることにより損失を補うことができる。（2）登録資本金を減少させることにより損失を補う場合、株主に分配が行われてはならず、株主の出資又は資本金の払込義務を免除してならない。

簡易減資の規則は最初、2019年最高人民法院の1つの判例に現れた。本判例において、最高人民法院は、「会社が形式的に減資する際に、減少するのは登録資本金だけであり、『帳簿上の取引』に属し、純資産の移転はない。このような状況は企業が損失を出した場合によく発生し、会社が株式の一部を消却し、又は1株当

并不会降低公司的清偿能力。即公司形式上减资的行为并未侵犯公司财产权，亦未对公司债权人的权益产生实质性影响，这种情形下，公司不应对债权人额外承担其他的民事责任。”

三、过渡期间的减资程序

针对新公司法施行前已登记设立的公司，出资期限、出资额明显异常的公司，新公司法第 266 条规定公司登记机关可以依法要求其及时调整，具体实施办法由国务院规定。

根据 2024 年 02 月 06 日颁布的《[国务院关于印发〈中华人民共和国公司法〉注册资本登记管理制度的规定（征求意见稿）](#)》（“征求意见稿”），新公司法施行前设立的有限责任公司自 2027 年 07 月 01 日起剩余出资期限不足五年的，无需调整出资期限；剩余出资期限超过五年的，应当在 2024 年 07 月 01 日至 2027 年 06 月 30 日（三年过渡期）内将剩余出资期限调整至五年内。该征求意见稿同时规定了过渡期间的两种减资情形，一种是主动申请，一种是被动调整。

所谓主动申请，是指公司法施行前设立的公司过渡期内申请减少注册资本但不减少实缴出资，公司可以通过国家企业信用信息公示系统向社会公示二十日。公示期内债权人没有提出异议的，公司凭申请书、承诺书办理注册资本变更登记。主动申请减资的公司需要符合下列条件：（一）不存在未结清债务或者债务明显低于公司已实缴注册资本等情形；（二）全体股东承诺对减资前的公司债务在原有认缴出资范围内承担连带责任；（三）全体董事承诺不损害公司的债务履行能力和持续经营能力。

所谓被动调整，是指对公司法施行前设立、出资期限超过三十年或者出资额超过十亿元的公司，公司登记机关可以结合股东出资能力、主营业务、资产规模等情况，对注册资本的真实性进行研判。公司登记机关认定公司出资额确实存在明显异常的，可以依法要求其六个月内对出资额进行调整。

“一般减资程序”、“简易减资程序”、“过渡期间的减资程序”的程序不同，其适用条件也不同。有减资需求的企业，可以综合比较和考虑，尤其是利用过渡期的政策，以达到方便快捷减资的目的。

（作者：里兆律师事务所 董红军、魏奕然）

たりの金額を減少させることで損失を補うが、会社の純資産の減少をもたらすわけではないことから、会社の返済能力を低下させることはない。つまり、会社が形式的に減資する行為は会社の財産権を侵害することはなく、会社の債権者の權益に実質的な影響を与えておらず、この場合、会社は債権者に対し他の民事責任を別途負うべきではない」との見方をしている。

三、移行期間の減資手続き

新会社法の施行前にすでに登記設立されていた会社、出資期間、出资额が明らかに非正常な会社に対して、新会社法第 266 条では会社登記機関が法に基づき遅滞なく調整するよう求めることができ、具体的な実施弁法は国务院が定めるとしている。

2024 年 2 月 6 日に公布された『[中華人民共和國公司法](#)』における登録資本金登記管理制度の実施に関する国务院による規定（意見募集案）（「意見募集案」）によると、新会社法施行前に設立された有限責任会社は、2027 年 7 月 1 日からの残りの出資期間が 5 年未満の場合、出資期間を調整する必要はない。残りの出資期間が 5 年を超える場合は、2024 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日までの間（3 年間の移行期間）に残りの出資期間を 5 年以内へと調整しなければならない。本意見募集案では移行期間における 2 通りの減資ケースを同時に定めており、1 つは自主申請であり、もう 1 つは受動調整である。

自主申請とは、会社法施行前に設立された会社が移行期間内に登録資本金の減少を申請するが、払込資本金の減少は行わない場合、会社は国家企業信用信息公示システムを通じて一般社会向けに 20 日間公示し、公示期間内に債権者から異議が出されなければ、会社は申請書、承诺书を持って登録資本金の変更登記を行うことをいう。減資の自主申請を行う会社は以下の条件を満たす必要がある。（一）未決済の債務が存在せず、又は債務が明らかに会社の払込資本金を下回っていること。（二）全株主が減資前の会社債務に対し出資引受額の範囲内で連帯責任を負うことを承諾していること。（三）全董事が会社の債務履行能力と持続的経営能力が損なわれないことを承諾していること。

受動調整とは、会社法施行前に設立され、出資期間が 30 年を超え、又は出资额が 10 億元を超える会社に対して、会社登記機関は株主の出資能力、主要事業、資産規模などの状況を踏まえて、登録資本金の真实性について研究し判断し、会社登記機関が会社の出資額に明らかな異常があると認定した場合、法に基づき 6 か月以内での出資額調整を求めることができることを指す。

「通常の減資手続き」、「簡易減資手続き」、「移行期間の減資手続き」はそれぞれ手続きが異なり、その適用条件も異なる。減資のニーズのある企業は、総合的に比較、熟考し、とりわけ移行期間の政策を利用することにより、便利に且つ迅速に減資するという目的を達成させることができる。

（作者：里兆法律事務所 董红军、魏奕然）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 数据跨境流动新规及个人信息出境合同备案
- 依据新《公司法》、《外商投资法》等启动修改合资合同、公司章程

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- データ越境流通に関する新規定及び個人情報越境移転契約の届出
- 新「会社法」、「外商投資法」などに基づく、合併契約、会社定款の修正の開始